

### 第3回住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会

平成17年7月4日（月）

【堀部座長】 定刻になりましたので、ただいまから第3回住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会を開催させていただきます。

お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

議題に入ります前に、ご出欠を確認させていただきますが、本日は芳網委員がご欠席との連絡を受けております。遅れて来られる委員もおられるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

前回の第2回検討会におきましては、閲覧制度に関する調査結果、すなわち各市区町村の審査の取り扱いや、平成16年度の閲覧請求に係る請求者別内訳、請求事由別内訳等について報告をさせていただきました。その上で、第1回の検討会でいただきましたご意見を踏まえて、論点整理案につきまして、各委員の皆様から熱心なご議論をいただきました。本日の第3回検討会、次回の第4回検討会では、さまざまなお立場の団体からヒアリングを行うこととしたいと思います。前回、6月22日に、森本委員からのご発言もありまして、それも踏まえまして、9つの団体にヒアリングをお願いしております。そのうち、本日は財団法人日本世論調査協会、日本社会学会などの学会、社団法人日本マーケティング・リサーチ協会、熊本市の4団体の方にお越しいただいております。かなり窮屈な日程となっておりますが、委員の皆様には、よろしくお願いしたいと思います。

報道の取り扱いについてですが、基本的には、従来どおりカメラは冒頭でお願いしたいと思います。本日はヒアリングということで、各団体の了解が得られれば、それぞれのところでカメラで取材していただくというふうにしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、資料の確認を事務局からお願いいたします。では、山口企画官、お願いいたします。

【山口住民台帳企画官】 私のほうから資料の確認をさせていただきます。

次第がございまして、次第の下に配席図、それから配付資料一覧という資料があるかと思っております。配布資料一覧のほうを見ていただければと存じます。

資料1につきましては、ページでいきますと、1ページでございます。先ほど座長から

もお話でしたが、今回と次回のヒアリングの日程を示しております。これにつきましては、議事次第の3のところの説明に使わせていただきます。

それから、3ページ、資料2でございます。本日のヒアリングの出席者の一覧をつけさせていただきます。

財団法人日本世論調査協会が最初のヒアリング団体でございます。もう既にお見えてございますが、会長の柳井道夫様、理事の上村修一様、理事の吉川伸様、理事の氏家豊様にお見えいただくことになっております。

それから、2つ目のヒアリング団体、日本社会学会等でございますが、日本社会学会庶務理事の盛山和夫様、同じく長谷川公一様、日本都市社会学会会長の松本康様にお見えいただく予定となっております。

それから、3番目の団体といたしまして、社団法人日本マーケティング・リサーチ協会の専務理事の木戸茂様、事務局長の高柳忠明様にお見えいただく予定になっています。

4番目の団体といたしまして、熊本市から市長の幸山政史様と市民課課長補佐の坂井勇一様にお見えいただく予定となっております。

それから、4ページ以降、各団体からちょうだいしております資料をつけさせていただきます。直前となって恐縮でございますが、1日の日に各委員の方々にはメールで送らせていただいた資料と基本的には同じとなっております。

4ページから資料3で、世論調査協会さんの資料、それから、9ページから資料4といたしまして、学会からちょうだいした資料でございます。学会からちょうだいした資料につきましては、17ページから。日本社会学会等からちょうだいした資料につきましては、17ページの参考資料3以降が、先週金曜日、お送りした後、追加となっております。申し添えさせていただきます。

それから、28ページ、資料5といたしまして、マーケティング・リサーチ協会の資料をつけさせていただきます。

それから、49ページからが資料6で、熊本市からの資料という形になっております。

それから、本日、机上のほうに追加の資料を置かせていただいているものがございます。一つは、日本世論調査協会からいただいているリーフレットを、各委員の机の上に置かせていただいております。同じ資料が先ほどの資料の中にもとじてございます。それから、学会のほうから、もう一つ、「学術調査を目的とする住民基本台帳閲覧のあり方について」というペーパーをちょうだいしております。それと、マーケティング・リサーチ協会から

ちょうどしている書籍等の資料が袋に入ったものが机上に置かせていただいております。

最後に、私ども事務局のほうでホームページ等から用意させていただきました世論調査協会さん、学会、それからマーケティング・リサーチ協会の概要のわかる資料を別途机上配付させていただいております。

以上、資料について、ご説明させていただきました。

**【堀部座長】** ありがとうございます。

ただいま山口企画官からご説明ありましたように、きょうは4団体からヒアリングを行います。既に他の団体の方もお見えになっておりますので、どういう議論になるかということはお聞きいただけるかと思えます。時間としますと、一応5時を終了予定にしておりますので、1団体当たり25分程度を目途に、初めに10分程度ご説明をいただきまして、その後、各委員からの質問にお答えいただく形で15分程度、合わせて25分程度ということで質疑、意見交換をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

本日いただきました資料、会議録につきましては、公開扱いとさせていただきます。

それから、クールビズの時期ですので、どうぞ上着などをお取りになっていただきたいと思えます。

それでは、まず、財団法人日本世論調査協会さんのヒアリングを行いたいと思えます。

お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。先ほど、山口企画官からございましたように、柳井会長以下、4人の方においでいただいております。柳井会長から主としてご説明いただけるということですので、よろしくお願したいと思えます。

それでは、お願いたします。

**【柳井会長】** 日本世論調査協会の会長をしております柳井でございます。腰かけて説明をさせていただきます。両サイドに協会の常務理事のうちの2名が来ておりますので、よろしくお願いたします。

主として、お配りいただいております4ページのものに沿って、まずはご説明をさせていただきます。

当協会、昭和25年に創立されまして、報道関係、それから研究者、その他調査機関によって構成をされておまして、ずっと先進的な、この領域の役割を果たしてきたつもりであります。

2番目のパラグラフにまいりますが、私ども、これはヒアリング項目の1にも直接関係をしたことですが、日本の調査機関の調査、大変高く国際的にも評価されておま

して、それは何かといいますと、無作為標本の抽出法によって、確率論的に正確な調査対象者の名簿ができていくということですね。これに従って統計的な確率論に従ったサンプリングをさせていただき、代表性のあるサンプルを標本として選ぶということで、大変に正確な調査ができるということになっております。

そうしまして、私ども調査をする者にとって、調査機関もそうですし、研究者もそうですけれども、個人情報保護ということは、法令に定められます以前から、これは一つの職業倫理と申しますか、研究者倫理と申しますか、そういうものでありまして、調査対象者の同意を得た上でご協力をいただいて、調査を進めるということを行っております。同時に、サンプリングのサンプルの抽出に当たりまして、抽出員についても、あるいは調査の面接員についても、詳細なインストラクションを行いまして、調査の全工程で統計的に誤りのないように、個人情報が外に漏れないようにということで、これまでやってきております。先ほども申しましたように、法の有無にかかわらず、個人情報の保護ということに関しましては、世論調査、あるいはその他の社会調査を行う者の必須の倫理であると考えております。そして、ヒアリング項目の中にもございますが、その趣旨を徹底する意味で、調査対象者の名簿は調査終了時点で焼却、あるいはシュレッダーにかけるという形で処理をさせていただいているわけです。多少口幅ったい言い方になりますけれども、当協会がこうした活動を続けてまいりましたのも、民主主義社会において、世論の動向を統計的に……。この統計的ということを強調させていただきたいと思っておりますが、動向を統計的に正確に把握して、国民が世論について認識を共有し、これが国の政策に反映されることが必須であると考えておりますので、こうした趣旨で、調査を厳密に、正確に、統計的に処理をするということをやっているわけでありまして。

我が国におきまして、今後とも、こうした科学的な世論調査、統計的な世論調査、あるいは確率論的にも正確な世論調査というものが可能であり続けること、これを期待しておりますし、それによって世論の動向を正確に把握することができるようにということで、住民基本台帳の閲覧が今後とも可能でありますように、特段のご配慮をいただきたいと考えております。

ヒアリング項目の中にないことで、一つ、ぜひ申し上げておきたいと思っておりますことは、現在、既に総務省のほうでもお調べになって、前回の委員会でも情報が出たようでございますけれども、全国の約3,000の……。今度減りましたけれども、3,000の自治体がそれぞれ独自の判断をなさって、非常に煩雑な、多様な条件をおつけになっております。

そのために、我々、個人情報保護という観点から、多少煩雑なことはいたし方ないと思っているんですけども、あらゆる自治体が全部違う方法でなさるということになりますと、全国調査をやるような場合には、大変に処理が煩雑になりまして、それぞれの自治体ごとに違う対応をしていかなければならないということもありまして、全国的に、ある程度のガイドラインを設定していただけたらということをお願いしております。中には、見せないために。要するに、見せないために、非常に高い金額を要求をなさったり、閲覧の時間制限をものすごく短くなさったりというところもありまして、既に大変に不便をしております。そのあたり、ご配慮いただけるとありがたいと思っております。

概括的に申しましたが、2ページでございますヒアリング項目に沿って、多少、追加させていただきますかと思っております。

住民基本台帳、これを見せていただいて、どのように利用するかということですが、これは統計的な処理をするために、そして確率論的に代表性のある……。ご質問があれば、また代表性ということについてご説明をしたいと思っておりますけれども、代表性のある標本が、サンプルがとれるようにということで、ランダムサンプリングの考え方に従って調査対象者を選ばせていただき、そして、それに基づいて調査に出かけると、面接に出かけるというために使っております。先ほど申しましたように、調査終了時点において、これを消去する、あるいは焼却する、あるいはシュレッダーにかけるというようなことをやっております、ダイレクトメール目的などに利用するということは、世論調査の場合にはございません。

これでヒアリングの2番目のことまで申し上げたかと思っておりますが、個人情報の保護につきましては、先ほど、これも申しましたように、基本的に調査をする者の倫理として、以前から大変に注意をしておりますし、これからも個人情報の保護については、極力、協会員に対しても十分な徹底をしていくという考えでおります。

それから、閲覧ができなくなった場合、これは調査をすべき対象、ご意見を伺う対象の母集団、その全部の個人ですね。母集団を正確に把握するということができなくなりますので、オプトアウトなどが大量に入ってまいりますと、これは正確な、統計的に正しいと言える、いわゆる統計的に整合性のある調査ができないということになりまして、信頼性の薄いデータしか得られないということになりますので、閲覧ができないということになった場合を考えますと、この点を大変危惧をしております。そういうわけで、ヒアリングの閲覧制度を存続させるべきかという点に関しましては、ぜひ存続をお願いしたいという

ことであります。

それから、存続させる場合に、閲覧できる主体をどのように考えるかということに関しましては、個人情報保護法を遵守することのできる団体、あるいは個人の場合もございますが、しばしば、最近、研究者も調査実施は調査機関に依頼をしておりますので、個人であれ、団体であれ、個人情報保護法を遵守することのできる団体ということをお考えいただく、我々としても考えるということでもあります。

それから、個人情報保護の観点から、どのような閲覧方法が考えられるかと、これに関しましては、確率論的、統計学的に、代表性のある標本が確保される方法でありさえすれば、どのような形でも結構だと。ある、それを専門とする団体がどこかに存在をして、そこでお選びいただくのもよろしいし、あるいは自治体がお選びくださるのもいい。その場合に、ただし、全体の、先ほど言いました母集団の代表性を持った標本、これが得られるような方法でやっていただければ、どのような方法でも構いませんし、私どももそれができる方法であれば、どのような方法でも、それに従ってやらせていただくというつもりであります。

選挙人名簿の閲覧についてはどうかということですが、これは特に選挙の場合には選挙区ごとのサンプリングをしなければなりませんので、あるいは政治意識、その他の問題、選挙区ごとに考えてまいりますので、そういう場合に、選挙人名簿はどうしても閲覧をさせていただきたいと。いずれにしても、代表性のあるサンプルが得られればということでありまして、選挙人名簿にかわる選挙区ごとの何らかの名簿があるということであれば、それはそれでも構わないと思っております。

その他に関しましては、先ほど最後に申しましたように、何らかの閲覧のためのガイドラインが、自治体ごとに非常にばらばらだというのではなく、お作りいただければありがたいと思っております。

ちょうど10分ぐらいだったと思いますので、一応、これで終わらせていただきます。

**【堀部座長】** ありがとうございます。

ただいま、柳井会長からご説明いただきましたが、委員の皆様から、ご質問等をお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。宇賀委員、どうぞ。

**【宇賀委員】** 日本では、こういう世論調査に際して、住民基本台帳の閲覧制度が非常に有効であるというお話をいただいたんですけども、諸外国で、日本のこの住民基本台帳の閲覧制度に相当するようなものがないような場合に、世論調査をどういう方法で行っ

ているのか、ご存じの範囲で結構ですけれども、教えていただけますでしょうか。

【柳井会長】 それぞれさまざまな方法を工夫しているわけですが、ランダムに電話帳を使ったり、それから電話帳もだんだん見にくくなっておりますので、初期の段階には、国勢調査に基づいて、ある年齢別、性別、その他、地域別に割り当てて、人数をある一定の割合で割り当てて、手当たり次第に調査するというようなことから始まりまして、その後は次第に地域を訪ねて、そこで何人置きに行くと、何軒置きに行くとというような方法、あるいは、その当たった家で年齢別に何人目の人というようなことを、例えて言いますと、昼間行きますと、昼間いる人しか……。夜しかいないような人には面接できなくなりますので、そういう意味で、年齢を上から何番目というような形で考えたり、そういうさまざまな工夫をしながらやっているのが現状のようです。

あと、補っていただくことがあれば。

【上村理事】 今回の説明のとおりだと思うんですけど、当然、確率的には等確率——同じ確率で当たるということが、我々がサンプルが代表性を持つところの根拠になっておりますけど、割り当てでありますと、必ずしもそのとおり同じ確率で当たるかどうかという保証がないわけです。というようなことで、信頼度は統計的に見積もれないんですね。信頼度が下がるおそれが非常にあると考えています。

【堀部座長】 それでは、森本委員、どうぞ。

【森本委員】 世論調査協会に入っている方々の名簿が7ページにありますですよ。これが協会の方々。それで確かに調査結果というのは大変パブリックインタレストだと思うんですが、この名簿の組織だけ見ますと、いわゆる株式会社はかなりを占めていますよね。そうすると、やっぱり営業目的の一つとしておやりになると理解していいですよ。

【柳井会長】 いえ、それは違います。

【森本委員】 では、手弁当でおやりになるわけですか。

【柳井会長】 いえ、調査費はどこからか調達いたします。調査費は調達いたしますけれども、利害目的というのがどういうことを想定しているかですけれども、調査実施にかかる費用は、どこからかももちろんまいります。例えば、NHKさんの場合であれば、NHKが世論調査をする場合に、NHKが費用を出す。それから、私ども研究をやっておりますものと、科学研究費をいただいて、それで調査を実施するというようなことで、実は、研究者も、かなりここに名簿に出ております団体に調査実施の委託をいたし

ます。

【森本委員】 ただ、お金を出すところについては、全く来ていないですよ。例えば、純然たる民間会社が、最終的には営業目的のために使うために世論調査を依頼するということは当然あり得ますよね。

【柳井会長】 はい。今おっしゃっている意味なんですけれども、例えて言いますと、消費者動向を探るといふようなことは確かにあるわけです。消費者動向を探ることが、そのままそれが営業利益かということなんです、私ども研究者といたしますと、そういうデータがずっと積み重ねられていることで、生活状況の生活実態が歴史的に把握できたり、そこにあるデータを、データそのものを、個人名は一切出てまいりませんが、データを利用して他の研究に利用したりということはあります。ですから、それが直接に、ある消費者動向を調べて、ある商品、こんな商品が売れるだろうかというような調査も、ある種、世論調査の中でマーケティング・リサーチに非常に近いもの、あるいはそのものとしてあり得るわけなんですけれども、そこは一切、個人名は出さないと、あるいは、それを直接ダイレクトメールの名簿に使わないというような意味で、処理はすべて、ここで申し上げているのは、統計的な処理をする。

【森本委員】 それはよくわかるんですけど、今おっしゃった研究者の定義なんかにしましても、必ずしも大学に入っていたり、そういう非営利団体の組織の方々だけが研究者というわけではないですよ。

【柳井会長】 はい。

【森本委員】 わかりました。そういう意味で、今おっしゃっている意味は全般的にはわかるんですけど、かなりの線引きなどが難しいなと思ひまして。

【柳井会長】 はい。線引きは確かに難しいと思ひます。

【森本委員】 ありがとうございます。

【堀部座長】 ほかにいかがでしょうか。それでは、飯田委員。

【飯田委員】 問題になるのは、やはり世論調査と称して、そうじゃないことをする団体なり人がいると。それを排除するために、協会としては何かアイデアをお持ちでしょうか。

【柳井会長】 それは、やはり、それぞれの団体、ここに先ほどおっしゃっていただいた名簿の場合には、そういうことが確実であるような団体を会員として迎えるということをしているわけで、個々の調査を全部私どもがチェックするわけではありません。それを

することは、非常にまた一方で難しいことでありまして、それぞれの会員社、それぞれの会員個人、それぞれの倫理観、規定に基づいて行動していただくということが基本で、何か非常にまずいことがあった場合には、会員としての資格を取り消したりするということは十分考えておりますけれども、今までにそうした例には、まだぶつかっておりません。

【堀部座長】 では、中田委員、どうぞ。

【中田委員】 今のお答えや、先ほどの既にご開陳いただいた意見に対してなんですが、ひととおり皆さんの傘下の会員を見てみると、これは個人情報保護法をきちっと守れそうだなというところが多いとお見受けできるんです。一方で、では、どういう人に対して、今後、世論調査等での閲覧を認めるかといったときに、先ほど、個人情報保護法を守る団体というような言い回しがありましたけど、この個人情報保護法を守るということは、もはや社会の前提になるわけで、これはほとんど答えになっていないように聞こえたんです。それを守ることは、法律で義務が課されているわけですから、そのことをもって団体に対する仕分けには全くならないと思いました。

そういうような形での議論の進め方だと、基本的には、個人情報というものを単に見られることが不快だとかいうレベルなのではなくて、現状では、もう既に人権問題などが発生しているわけですから、そうすると一律禁止のほうが話としては正当性を持ってくることになってしまうわけです。ですから、もう少し、どういうものが世論調査としての団体、あるいはどういったものが世論調査の内容なのかといったことについて、皆さんのような立場の方から少し具体的な話をさせていただくことが私は必要だと思うんです。そうでなければ、人権問題などを含めて、それはもう全面的にやめたほうがよいのではないかという話のほうが、理論的には正当性を持ってしまうということに対して、もう少し踏み込んだ具体論はないでしょうか。

【柳井会長】 基本的には、個人情報保護法を守る団体という以上にわかりやすいかなと私が思いますのは、どんな調査であるか、それが統計的に処理をされる調査である、そういう調査を扱っている団体というふうに申し上げたらいいかと思います。つまり、そこには個人は登場しないわけですし、個人も利用しないわけですし。結果はすべて、簡単に言いますと、何が何%、何が何%という使い方をいたしますし、一歩進みまして、統計的に多次元解析、因子分析等を使っていく場合には、ますますそこには個人は出てこなくなるという形で、質的に見ていきますと、さあ、この団体はどうかと一々チェックすることは非常に難しいし、この個人はどうかということも難しい。あるいは調査票を見せてくだ

さいと。調査票によって、どんな調査であるかをチェックしましょうということもかなり難しくなると思うんです。そういう意味では、統計的に処理のされる調査に関しては、これは統計的に処理するからこそ個人情報保護法には抵触しないと。そして、あとは名簿の管理がきちんとできていればいいということになるかと思うんですが。

**【堀部座長】** ほかに。では、荒川委員、どうぞ。

**【荒川委員】** 今の名簿の管理に関連してなんですが、先ほどのお話の中で、使用後の情報は焼却またはシュレッダーということなんですが、結局、それは個々の会社に任されているんだろうと思うんです。具体的に、確実にそういう個人情報が焼却またはシュレッダーにかけられているという保証というのは、どういうところにあるんでしょうか。

**【柳井会長】** まず、基本的には、その会社の倫理観に従うというのが一番基本ですけども、チェックしたかどうかに関しては、それぞれ書類をつくってもらいまして、そして、自治体に対して報告をさせていただくということを、現在、ほぼ100%……。100%は行っていませんか。要求された場合には、それを必ずお出しするという形でやっております。ですから、これも先ほど申し上げたガイドラインのうちに入れていただいてもいいことかと思えますけれども、焼却に関する証明をきちんと自治体に出すように、あるいは、その名簿を自治体に返却するようというふうにおっしゃっていただければ、それはできることだと思います。ただ、疑いを深めていけば、焼却したと言って、コピーとってから、もとを焼却したんじゃないかとか、さまざま、それは疑えば疑う余地というのはいくらかでも出てくるわけですけども、それは私どもの協会のメンバーとしては、そういうことはしないという、これも結局は倫理観に基づいてということになりますけれども、どれほど証明をしても、インチキを徹底してやろうと思えばできるのかなという気はいたします。

お答えになっていないかもしれませんが。

**【荒川委員】** すみません。ちょっと今に関連して。

結局、100%チェックできないということであれば、そのことを前提として、協会なりが、そこからまた別の目的外にその情報が使われないようにするための、何かチェックシステムみたいなものが必要だというようなお考えはございませんか。

**【上村理事】** それよりも、冒頭申し上げたと思うんですけど、我々の職業倫理として、個人情報、相手の同意によって、相手の信頼感によって初めてこの仕事をできているんです。ですから、そういうことを1件でもやった途端に、その調査会社はもうだめ

になるし、その調査結果は、もう信用されないと、そういう認識で我々は仕事をやっております。万が一、人間ですから、どんな人が出るかもわかりませんが、ただ、我々の仕事のやり方とかスタンスというのは、相手の信頼性とか善意によって初めて成り立っているという、そういう前提でやっておりますので。

【堀部座長】 よろしいでしょうか。では、飯田委員、もう一度、簡単をお願いします。それから小牧委員。

【飯田委員】 ちゃんと世論調査をやりましたという結果の報告を義務づけるということはどうなるのでしょうか。そうすると、ある程度、対策になるような気がしますが。

【柳井会長】 それは、かなりの場合やっております。ただ、すべての調査対象者になった方に結果をすべてお知らせするという事まではしておりませんが、できる限り公表するという形で、それは考えておりました、その他、もうちょっとそれはすべきであろうということであれば、また我々としても考える余地があると思っております。

【小牧委員】 先ほど、正確なサンプリングがとれれば、そここだわらないんだというご説明があったかと思うんですけども、選挙人名簿の閲覧について、ちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

選挙人名簿の閲覧と申しますのは、選挙人名簿の正確性を確保するための閲覧であって、ほかの目的で閲覧させるものじゃないという意見がございます。それと同時に、選挙人名簿というのは、ご承知だと思いますが、住民基本台帳に基づいて作成されているものなんです。ということであるのであれば、住民基本台帳のほうが一応閲覧できるということであれば、選挙人名簿の閲覧というのは廃止してもいいんじゃないかというような意見もがございます。

それともう一つ、先ほど手数料の問題が出てまいりましたけれども、現在、選挙人名簿のほうの手数は取っておりません。というのは、選挙人名簿のほうは便宜供与という形で今提供しているという状況がございますので、手数料という形ではないということだろうと思うんですが、仮に手数料を取らないというような状況があるのであれば、住民基本台帳のほうの閲覧ということでも事は足りるのかどうか、その辺のところはいかがでしょうか。

【柳井会長】 まずは、一般的に言って、足りるというふうにお答えをしてよろしいと思います。ただ、選挙の場合には、選挙にかかわる、あるいは政治意識の調査に関しては、これは選挙区ごとに見ていかなければならないというので、住民基本台帳のほうはそんな

っておりませんので、そのところはちょっと、選挙人名簿の閲覧完全廃止ということになると少々困るな、少々じゃなくて、大分困るなということかと思えます。

もう一つは、住民基本台帳が、現状では、自治体によってさまざまな形で整理といえますか、ランダム化されておりまして、それでいきますと地域をうまく指定することができなくなっているんですね。例えて言いますと、全市あいうえお順になっているというようなことだと、これはちょっと調査技術上も、サンプリングをして、なかなかうまくいかないということがございまして、その点、選挙人名簿のほうは、仮にも選挙区ごとになっておりますので、ランダムサンプリングのやり方が比較的やりやすいということで、選挙人名簿を使うことがしばしばございます。ただ、逆に言いますと、選挙人名簿が見られれば住民基本台帳が見られなくていいのかということになりますと、18歳以下の子供の調査であるとか、年齢を10歳以上の、ずっと老人までとかというような調査になると、これは選挙人名簿だけではとても足りないというようなことが、相互にそうした関係がございまして、できればやはり選挙人名簿も閲覧させていただきたいと思っております。

【堀部座長】 ほかにもいろいろご質問等あるかと存じますけれども、これまで出てきたことでは、財団法人の日本世論調査協会としますと、その調査主体の倫理観、あるいは信頼関係でということが非常に強いようですが、現在の状況の中でそれに対応できるのかという疑問もありますので、ぜひ何かチェック体制などを検討いただけるとよろしいのではないかと思います。

また、後のいろいろなヒアリングの中でお聞きすることとも関連してくると思いますが、世論調査というのと、その他の調査というのを区別するメルクマールというのはどうなのか。これはまた実際の現場におきまして、どこでどう区別していくのか。世論調査の公益性というのはあるということで、これまでいろいろな形で閲覧等できたかと思うのですが、そのあたりのメルクマールはどうなのか。

それから、調査結果はかなりの部分は公表されていると考えてよろしいようではありますが、この検討会でこれまで出ている意見で、そういう結論になるのかどうかは、まだ今後の議論なのですが、オプトインといいますか、みずから名簿に載せてもいいという人、あるいはその名簿から自分のを外してほしい、オプトアウトということになりますと、先ほどのお話では、世論調査は正確性を確保できない、こういう問題もあるというふうに伺いましたが、そういうような議論も、このところ出てきておりまして、そのあたりもどうするのかというのは今後の課題になろうかと思います。

それと、住民基本台帳の閲覧と選挙人名簿の閲覧とでは趣旨なども異なるわけですが、それぞれ目的に応じてどちらかの閲覧をされているように伺いましたが、今後そこをどういうふうにするのかということになりますので、また改めていろいろなご意見を伺わせていただければと思います。

本日は、大変お忙しいところをおいでいただきまして、また貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。これからもいろいろな形で質問等をさせていただくと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

どうも、本日はありがとうございます。

それでは、次のヒアリングに入らせていただきます。日本社会学会外8団体を代表しまして、日本社会学会さんからのヒアリングを行いたいと思ひます。

初めに10分程度、ご意見のご説明をお願いいたしまして、その後、今のような形で質問などさせていただきたいと思ひます。

日本社会学会の盛山理事から、主としてご説明いただけるということですが、よろしくお願ひいたします。

**【盛山庶務理事】** 日本社会学会の庶務理事をやっております盛山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。では、座ってお話しさせていただきます。

本日は、実は前もって、7学会1団体を代表しまして、日本社会学会のほうから要望書という文書を出させていただきました。今回の配付資料の中に資料として入っておりますが、日本社会学会ほか、日本教育社会学会、あるいはグループ・ダイナミックス学会等、学術的な調査のために住民基本台帳及び選挙人名簿もそうですが、閲覧して学術研究を行っている団体のほうから、ぜひ、学術調査を目的とする住民基本台帳の閲覧のあり方、基本的には閲覧を、学術目的の調査に対してはお認めいただきたいということ、そして、そのための工夫や、そのほかにも幾つか、こちらが考えなければいけないこともありますので、それについてお話しさせていただきます。

まず最初に、学術調査のための閲覧の必要性、これはヒアリング項目の中にもありまして、先ほども世論調査協会のほうからも話がありましたが、特に学術調査という点で少し強調申し上げますと、私どもは、もちろん学術研究そのものが、基本的に社会のために役立っていると思ひながらやっているわけですが、と同時に、広く戦後、あるいは戦前からの歴史を考えますと、特に日本の世論調査、あるいは学術調査を利用した研究の拡大というのは、アメリカの影響ということもありますけれども、戦後になってから非常に盛んに

なりました。それが戦後日本の基本的な政治システムの維持・発展に大変大きな影響を及ぼしたというふうに、社会学者どもは大体自己認識しております。

世論調査協会等が立ち上がる時期にも、当時の社会学者の人たちが大勢参画されたわけですが、その後、社会学を中心として、学術調査そのものはいろんな形でなされております。先ほども話がありましたように、私ども、もちろん調査の一部を世論調査協会に所属していらっしゃる団体に委託することもあり、その際、大体、科研費を取ってきて、そちらでお願いするということがあります、同時に、私たちが独自に行うということも非常に重要であります。

ここに文書として書き落としましたけれども閲覧制限に伴う、一番重要な危惧というのを考えてみますと、社会調査に関する教育という仕事についてがあげられます。これは社会調査という事柄そのものは、もちろん新聞社、世論調査会社だけではなくて、自治体等々でも、実はさまざまな形でなっております。それを実際にノウハウとか理論等々を受け継いで発展させていくこと。もちろん社会学だけではありませんし、統計学等の学問でもそれをなしておりますけれども、大学において、それを行う。そのための手段としても、つまり私どもが実際に研究をやると同時に、そこに学生、院生が参加するという形での、ただ単に世論調査会社に委託するだけではない、私どもが実際に独自にやることの意義というのは、私ども非常に強く自覚しております。

例えば、私、個人的な話になりますが、1955年以来、階層研究に関しまして、10年ごとの数十年にわたる継続調査というのがありまして、前回の調査を担当しましたが、全国調査なものですから、全部を研究者だけでやるというのは不可能なことですが、しかし、そのかなり重要な部分に関しましては、私ども、やはり若い院生どもと一緒に調べて調査する。それによって、実は院生にとっても、社会学や社会調査についてのファーストハンドの勉強になるし、社会についての理論的な思考というものについても大変役立っていると考えております。そういう意味で、研究の機能に加えて教育機能が重要であると考えています。

それから、研究そのものは、やはり独立しなければいけない。先ほど、例えば、ランダムなサンプリングであれば、だれがやってもいいというお話がちょっとありましたけれども、実は、私どもの調査に関しまして、ちょっとその点は必ずしもよくないといわざるをえません。というのは、先ほど教育という面でも、どういうときにはどういう調査、どういうサンプリングの工夫が必要であるかというところまで、わりとファーストハンドで具

体的に知ったり、それについて検討したりということが必要でして、それはみずからがサンプリングをしてみるとか、あるいはサンプリング台帳はどういうふうになっているかということを知っているということが必要であります。確かに、それはあまり公表したくないというような情報かもしれませんが、しかし、実際、例えば、自治体のほうでそういう資料を整理するというようなときに、それはどういう形で抽出すると正確な抽出になるかということ、どこかでお知りになる必要があるわけです。そういうことを教育したり研究したりする場というのが必要でして、それはやはり何らかの形で学者集団、あるいは研究者というものがアクセス可能な仕組みというものが必要であろうと考えております。

とはいいいましても、今のままで個人情報保護等に関して十分であるとは必ずしも考えておりません。既に私どもは、そういう個人情報保護のために、ある一定の取り組みというのは行っております。これは世論調査協会さんでもなさっていることですので、共通する部分はあえて繰り返しません。例えば、私ども学生を使ったりしますので、学生に対しては、さまざまな問題も起こり得る、そういう点は十分承知しております。それについてはできる限りの指導等を行っております。それから調査項目という問題がありまして、実は、これは社会学的な調査では、家族の調査等を含めまして、どうしても若干プライバシーにかかわる質問項目を入れざるを得ないようなことがあります。それで、対象者の方からは、時々おしかりのお電話とかが来ることも正直言っております。ありますけれども、私どもはあえて、やはりご質問させていただくのです。もちろん、お答えいただけない場合はそれでも構わないんですが、そういう調査項目も、やはり研究のためには必要です。ただし、それは個人情報をそのまま個人として利用させていただくことを目的としているわけではありません。あくまで統計的に必要とさせていただくという趣旨でお願いしているものです。

さらに、私どもは倫理綱領等を丁寧につくりまして、今後ますますそれについては制定を早めようと思っているところですが、最後に、さらにやや個人的な見解になりますが、今のままではさまざまな問題が生じるというところから、学術団体としましても、早期に、例えば、学術調査とそうでない調査による申請を、あるいは少なくとも学術調査と偽って申請するようなものを識別する仕組みというようなものは、当然、工夫しなければいけないと考えております。例えば大学単位あたりに、ちょうど生命倫理とかその他の委員会がございませうような形の委員会というようなものを常設し、そこで調査について事前に審査し、それで許可を持った者については、証明書等の処置によって自治体のほうにお願いに

伺うというような仕組みがこれから考えられるし、それについては我々も真剣に考えなければいけないと考えております。それらは、まだこれから検討しなければいけないという段階で、具体的には、特に細かいアイデアがあるわけではありませんが、そういうことも含めまして、原則自由であるがゆえに、さまざまな不自由が生じるよりは、ある程度のルールというものを設けて、そのルールのもとでは、学術的研究がやはり可能であるという方式を、ぜひともつくっていただきたいと考えております。

あと、都市社会学会のほうから、松本さんのほうから、少し説明をしていただきます。

【松本会長】 日本都市社会学会の会長をしております、松本と申します。よろしくお願ひします。

ほとんど今の説明で尽きているんですが、私ども、特に都市ということで、市区町村はじめ自治体さん、それから実際の調査に当たりましては、例えば、小学校区単位ですとか、コミュニティ単位ですとか、そういった形で住民意識、まちづくり等々の研究をさせていただいているということで、ふだんからいろんな形でお世話になっているということで、特に申し上げさせていただきたいと思います。

ヒアリング項目についての個々の回答につきましては、資料の通し番号の17ページ以降に私の見解を述べさせていただいておりますので、ごらんおきいただきたいと思います。

とりわけつけ加えるべき点といたしまして、私ども大体市民の方ということで、20歳以上の方を対象にアンケート調査をさせていただくことが多いのですが、その場合に選挙管理委員会さんにご協力いただいていることが大変多いです。その場合、こういう様式を私どものほうでつくってお願いしております。22ページのところにございますが、これはひな型ですが、実際に使っているひな型でございます。選挙管理委員会さんごとに、それぞれやり方が違うんですけれども、私どもとしては標準的な様式として、特に様式要りませんよとおっしゃられたときには、こういう形の様式で、学術機関の部局長の公印をいただいで、依頼をさせていただいているということで、その点で身元の証明といえますか、間違いなく学術調査でございますということの証明をさせていただいております。

あと、住民の方々からも、「これは本当に学術調査なんですか？」という質問をかなり受けます。私ども、もちろん電話番号を公開しておりますし、それ以外にも事務部局、つまり代表電話で、確かにこういう先生がこの大学には見えますねという確認などもございますので、大学の事務部局にも、こういう調査を行いますのでよろしくというようなことで、連絡体制等を整えて、間違いなく学術調査であると。その上で、なお答えたくないという

方は、もちろん強制ではございませんので、本人のご意思でございますということで対応しておりますけれども、このところ、どうも詐欺まがいの行為の被害者がかなり多いらしくて、その点、非常に心配されて、問い合わせがありまして、私どもも何とかそうでない調査であるということを証明する必要を強く感じておりますので、その点でも、今回のご検討の原則非公開というのは、私どもも実は賛成でございまして、私どもの調査そのものの身元がうまく証明できるような方式というのを、私ども自身も考えていきたいと考えております。

どうもありがとうございました。

**【堀部座長】** どうもありがとうございました。

それでは、先ほどと同じように、どうぞご質問をお出しいただきたいと思います。それでは、清原委員、どうぞ。

**【清原委員】** 三鷹市長の清原でございます。3点、質問させていただきます。

まず、第1点なのですが、このようなプライバシーの問題が重視される時代にあっては、今までもそうでしたが、より個人の特特定をしない調査をするということが重要になってくると思うんですけども、随分前には、調査票を書きいただくときには無記名であったとしても、例えば、研究者の都合でナンバリングを打って、結局、どなたから戻ってきたかというようなことが特定できるようなことも行われたと承知しておりますけれども、現在では、あくまでも個人の特特定が不必要という原則に立って、そのようなことは禁止というか、抑止されているのかどうか。つまり、あくまでも回収されるもののランダム性というのを、発送においても、それから回収においても担保されていらっしゃるかどうかという、その確認を、まず第1点させていただきます。

2点目に、郵送法の場合は、返送先が公共性の高い大学であるとか公共機関であるとかということで、届く先が比較的信頼度を得やすいとは思いますが、例えば、訪問して個別面接法でされるときに、訪問される調査員の方が信頼できる人であるのかどうか。先ほど都市社会学会の会長さんがおっしゃいましたように、あくまでも最近の振り込め詐欺とか、そういうようなことが多いものですから、本当に訪問して調査される個別面接法をとる場合の調査員の保証といいまじょうか、信頼といいまじょうか、そういうことが難しくなっていると思うんです。そういうような点について、どのような工夫をされることによって信頼を確保されているか、あるいは今後そうされるかどうか。もともとの名簿の問題の信頼を保証しながら、プロセスの調査の信頼性の保証についての踏み込んだご展望があ

れば、お聞かせいただきたいと思います。

3点目、最後ですが、私も社会調査に関する教育を通して、非常に科学性、実証性、倫理性というのを学生さんが学んでいくための、大変重要な教育過程があると思っております。ただ、この際、必ずしも住民基本台帳や、あるいは選挙人名簿等の原本を、現場の自治体に行って、教育目的ということではありますが、さわらなくてもいい、何かシミュレーションの方法とか、擬似的な体験のことで補えるのかどうか。やはり現場に行って、ある目的に沿った調査を通して、住民基本台帳の閲覧を通じて得なければどうしても効果がないのかどうか、その辺の教育目的と実践との兼ね合いについても、ご見解があれば、教えていただければと思います。

**【盛山庶務理事】** では、まず最初の問題ですが、それは多分、郵送調査の場合の話だと思んですけども、郵送調査の場合は、実は、どうしても追跡、返送、督促状を出させていただく都合上、できる限り、実はナンバリングは使っております。それは正直言って、どなたから返ってきたのがアイデンティファイができませんと、もう一度改めて全員に出さなければならぬ。もちろん、コストをかければ、それはできるわけですが、その場合、逆に既に出して下さった人に迷惑がかかるという問題がございます。ただ、もちろん、人によっては、調査票に記されたナンバーを消して返送されることもありますが、それはそれで、私どもが研究に使う分にはいっこうに構わないわけです。ただ単に督促状を出させていただくためにだけ、そのナンバリングを利用させていただいているのですから。そして当然、最終分析の段階では、個人が識別できるものは完全に消えてしまうわけです。

それから、2番目の調査員への信頼等に関しましては、これは世論調査会社もそうだと思うんですが、まず事前に、私どもは、はがきや手紙などで、対象者の方にお問い合わせ、もちろん調査主体等を明記した調査のお願いを、事前にお返ししております。その上で調査員が身分証明書その他の、みずからの身分を証明するものを持って、ご自宅に訪問する、あるいは電話等でお伺いするというようなやり方をとっております。ですから、逆に言いますと、そういう事前の案内なしに、何か調査でいらっしゃるといのは、これは実は疑わしいというふうに思わざるを得ないだろうと思っておりますけれども、基本的に、今のところ、私どもが今やっているのは、そのようなやり方です。

それから、3番目の教育ではシミュレーションでもいいのではないかというお話ですが、純粋な……。純粋なと言うとおかしいですね。シミュレーションのような教育は学部にお

いては、私どもふだんから実はやっております、それはそれで十分何とかできます。ただし、実際に研究として大きな調査をやろうというときに、住民基本台帳とかの閲覧等にたずさわるのは、大体は院生クラスのある程度、既にキャリアを積んで、自分が専門の学者になるというオリエンテーションを持って、モラルの高い人だけということです。それは先生と、もしくは研究者自身によって、実際に研究と教育を兼ねた形で行われます。そういうレベルの話ですから、学生が、普通の学部生が閲覧するというところまでは、普通はやっていないと言ってよろしいかと思います。

**【松本会長】** 1点目のナンバリングの件なんですが、私ども都市社会学の世界では、郵送調査の場合、ほとんどナンバリングしておりません。これは私だけかと思ったんですけど、何人かに事前にこの文書をつくる時に回覧してみましたところ、これはむしろスタンダードなやり方ですので、個人的見解にしなくてよろしいんじゃないですかと言われたぐらいで、ナンバリングはしておりません。

それから、個別面接の場合には、盛山先生おっしゃったように、事前に依頼のはがきが行きますので。ただ、たまに郵便局も100%ではないので、はがきが返ってきていて調査票は行っているらしいとかということが時々ございますけれども、基本的には事前にはがきが行く、それで連絡先があるので、疑問な点は問い合わせてくださいというような形をとっておりますので、おそらくご心配の点はないかと思います。

**【堀部座長】** いかがでしょうか。

**【稲葉委員】** よろしいでしょうか。2点、質問をさせていただきたいんですが。

1点は、皆さんの学会と同じような同種の社会調査をやられている学会というのは、ほかにもあるんでしょうか。要するに、住民基本台帳閲覧を実際にされて、研究等を行っているということですね。もしあるのであれば、今回の場合には、その一部の方が集まって、要望書等を出されたというようなことになろうかと思うんですけども、もうちょっと広い同種の学会のまとめりといいますか、そういうようなものがあるのかどうかというようなことであります。

それから、もう1点は、このペーパーに、抽出の正確性への学術上の責任があるので、自治体の側が抽出したリストを利用する方式はとれないというのがあるんですけども、利用される方のほう、つまり皆さんのほうから、これこれこういうような形で抽出をしてくださいという注文をして、自治体のほうに、それに沿ったデータを出していただくというようなことが本当にできないのかどうかということについて。つまり、ここの叙述につ

いて、もう少し詳しくご説明いただければと思います。

**【盛山庶務理事】** まず第1点、他の学会の件ですが、基本的には、例えば、日本政治学会とか選挙学会、多分、選挙学会が最もこういう世論調査関連でよくやっていると思いますけれども。人数でいいますと、日本社会学会及び、人数は挙がっていませんが、日本マスコミュニケーション学会がわりと大きな学会でございまして、ほかに全く考えられないわけではございませんけれども、これ全体で1万人以上の学会員を抱えまして、かなり大部分をカバーしている。ただ、学会として、ある程度まとまって、学術調査のための閲覧等をどうするかという問題については、本当に考えなければいけないとは考えております。ただ、残念ながら、今までそういう学会というのは、実はほとんど独立しております、ふだんは何の横の連絡もない状況で、今回こういう問題との関連で、こういうふうに関連させていただいているわけですが、こちらとしましても、努力しまして、もっと他の学会等との意見交換をしながら、まとめていくことができると考えております。

2番目のご指摘の点ですが、正直に言いますと、1つには、実はやったことがないというのが大きなポイントでして、例えば、簡単な調査ですと、まだいいのかもしれませんが、特に住民基本台帳に関しますと、社会学者が使う大きな調査対象項目が家族関係の調査を手がけております。これも非常にプライバシー絡みの難しい調査ではありますが、ただ、他方で現在の高齢化、少子社会に関して、社会学者、いろいろと議論もあるところでありますけれども、さまざまな形で、そういうさまざまな家族調査を行った結果をもとにして発言をしております。これはそういう調査なしにはできない発言でございます。ただ、そういう調査で果たして標本抽出等がうまくお願いできるかどうかという点は、正直言ってやったことがない。ですから、どこかで実験してみるということは考えられないわけでもございませんけれども、それが一番大きな理由です。実際に自分たちで見えていないということでは、世論調査会社に頼む場合がありますが、その際は世論調査会社と綿密に打ち合わせをする必要がありまして、事実そのようにやっておりますけれども、自治体とそういうことをやった経験が残念ながらございませんので、ちょっとその点、危惧として残っているということです。

**【堀部座長】** 県委員。

**【縣委員】** 13ページに倫理綱領が載っていますけれども、これについて、例えば、具体的に学生にどういふ……。これを読ませるだけなのか、それとも、具体的にどういふ教育をなされているのか。また、この綱領を設定することによって、実効性が上がって

るのかどうか、その辺のところを教えてください。

【盛山庶務理事】 まず、この倫理綱領は、基本的には学生向けというよりは研究者向け、我々自身を縛るためにつくったものでございます。ただこれは、同時に、社会調査教育の中で、10年ぐらい前のテキストには、倫理などというものはほとんど入っておりませんでした。けれども、今では必ず調査倫理について項目を設け、かつ時間を設けて教育しております。そのほとんどは、本当に常識的なことでありまして、先ほど世論調査協会の側からも、調査倫理はいわば職業倫理として、既に何十年もなさっているというお話がありました。私どもも学者としての倫理、それから調査をやる者の倫理、これは今までには自明視してやってきたことでございます。ただ、最近の学生が、これからどうなるかわかりませんから、それはもう重々、これから強調して、さらにそこへも学生が実際に調査に携わる場合のみならず、あるいは将来、研究者として調査に携わる場合の基本的な個人情報取り扱い、その他プライバシーに対する対策、対応、配慮等々については、それはそもそも、実は社会学の内部でも盛んに議論されて、内部的にも批判が起こったり、そういう一種の切磋琢磨している業界ですので、今まで以上にやっていきたいと思っております。

【堀部座長】 では、荒川委員、どうぞ。

【荒川委員】 先ほどのお話の中で、調査員の信頼性の工夫ということで、事前に、はがきなりを出して、調査に伺いますからというお話があったんですが、現実には現場の人間なり、あるいは社会的に問題になりそうになっているのは、正式にそういう形で調査をして、その調査した中身がプライバシーに関するものかどうかということももちろんあるんですけれども、その4情報を知り得たことによって、全く社会調査をしない、学術調査をしないで、別の目的で使うというところが一番現場の悩みのところで、つまり、その人が本当に学術調査をやる人なのかどうかというところが悩みのところなんです。何かそれをチェックするといいますか、この人は大丈夫な人だというのがわかるような仕組みといいますか、何か工夫というのがあるのかどうか、ちょっと教えていただきたいんですが。

【盛山庶務理事】 まず、学術調査だけのことを考えましたら、ここにちらっと書きましたように、例えば、大学からの証明書等々を必ずあらかじめ用意して、それを持って自治体に閲覧願いを出すという手続を踏ませるといようなやり方を取り入れているんです。そうしますと、つまり、そういうものを持ってこない者に対しては閲覧を許可しないといような判断をなされるのもやむを得ないかと思えます。

それから、これはちょっと私どもの範囲を逸脱しますが、先ほどの世論調査協会等の、いわゆる調査会社がありますが、今まで調査会社が何か問題を起こしたというのは、私どもも聞いておりませんし、私どもも信頼して、いろんな調査委託等をお願いしておりますけれども、つまり、それも団体の構成員であるとか、団体の社員であるとか、そういうきちんとした身分証明書等を持って、あるいはもっと別の形での許可証というのでも考えられるかもしれませんが、どういうものを持っていることをもって要件とするというような、そういうルールがちゃんと明示化されて、それに我々が対応できるという仕組みがあればありがたいというふうに考えております。

**【堀部座長】** それでは、小牧委員、どうぞ。

**【小牧委員】** 先ほど世論調査協会さんにも同じ質問でお伺いしたんですけれども、選挙人名簿の閲覧ということに関して、ちょっとお伺いしたいんですが。

先ほども申しましたけれども、選挙人名簿の閲覧というのは、選挙人名簿の正確性を保つための閲覧であるというような意見もございます。いわゆる世論調査とか、そういうほかの目的に使用するべきではないんだという意見もございます。そんなこともございますので。

それと、住民登録に基づいて選挙人名簿をつくっておりますので、住民登録で情報は十分ではないのかという考え方もあるんです。選挙人名簿でなければどうしてもいけないんだというような理由があるのでしょうか。それが1つ。

それから、先ほど手数料というような問題も出たんですけれども、選挙人名簿については、一応、先ほども言ったんですが、便宜供与という形で、現在は無料になっております。住民登録のほうについては有料という形になってはいますが、今後、便宜供与という形じゃなくて、閲覧という形を考えていった場合に、選挙人名簿有料というようなことも考えられますけれども、その辺のご意見というのはございますでしょうか。

**【盛山庶務理事】** まず、最初のご質問ですが、基本的にいいますと、選挙人名簿は、住民基本台帳がもしも普通どおりに閲覧することができたら、もちろん、住民基本台帳の情報に、全部、選挙人名簿の情報は基本的に含まれておりますので、住民基本台帳で代用可能かもしれません。ただ、先ほども世論調査協会のほうからおっしゃいましたように、統計区という単位ごとに、大体、選挙人名簿は管理されている。それは基本的に申しますと、特に選挙とか政治に関する世論調査を行うという点に関しましては、多分、世論調査協会を中心としまして、あとは選挙学会とか、政治学会等々、政治にかかわる調査を

行おうとするときには、選挙人名簿のほうが少なくとも使いやすいのです。ただ、あくまでも便宜的だということで、それ以上のコストを我慢しろということになれば、住民基本台帳でも不可能ではないということにはございます。

ただ、目的がそもそも違うという点はございますが、最初に申しましたように、こういう世論調査、あるいはさまざまな社会の実態調査等々が、あくまで間接的ではありますが、つまずきながらも、つまり独立な観点で人々の意見というものを調査し分析することで、その結果がさまざまな研究、あるいはその他に還元されていくわけで、そのルートが狭まっていくという点に関しては、やっぱり危惧しますし、特に、もしも住民基本台帳及び選挙人名簿ともに非常に使いにくいという状況になりますと、これは社会学及び選挙学会、政治学会の実証的なことを行っている学会に関しても、研究者にとっても、ほとんど壊滅的な状態になります。必要なデータを自分たちでほとんど入手できないという状況になりまして、ちょっとこれは死活問題という状況になります。

次に、2番目の手数料の問題ですが、これは純粋にお金の問題でございますので、科研費等が十分に入りましたらお支払いすることができますが、普通は大体乏しい予算でやっております、その点はなるべく安いほうが当然ありがたいという状況でございます。

**【堀部座長】** それでは、長谷川先生、どうぞ。

**【長谷川庶務理事】** 補足させていただきますと、住民基本台帳と選挙人名簿は目的によって我々は使い分けている次第であります。つまり、20歳以上の個人を対象とする場合には、多くの場合、選挙人名簿を使うんですけども、やはり世帯構成を見たいと、あるいは世帯を単位に調査したいという場合には、世帯構成のわかる住民基本台帳が不可欠ということになります。

**【堀部座長】** まだ……。では、森本委員、どうぞ。

**【森本委員】** 簡単に終わります。

1度調査をおやりになって、フォローアップの調査のために、同じ方々に対して、例えば、1年後とか、3年後とか、調査をなさる場合はございますか。

**【盛山庶務理事】** あります。

**【森本委員】** その場合は、そういう個人の名簿というか、それぞれの管理になるわけですか。

**【盛山庶務理事】** 個人関係は、もちろん私ども厳重に管理……。そういう継続調査、パネル調査といいますけれども、これは幾つかのところ継続、今でもやっているところ

がありますが、どうしても個人の情報というのをさらに追いかけていかなければいけないわけです。住所が移動したりされた場合、それでさらに追いかけていくという、やっぱり個人をちょっと追いかけることになります。ただし、それは、もちろんそういう調査をやるということ、あらかじめ対象者の方にご了解いただいて、その上でやっておりますし、それから、その後、そういうたぐいの名簿管理ですね。名簿管理は、ちょうど我々が答案等を管理するのと、あるいはそれ以上に厳密に管理して、個人レベルの情報が一切外に漏れない形になっております。特に一律に、例えば、金庫に保管するとかということが決まっているわけではございませんけれども、今まで事実としては漏えいしたという事実はございません。

**【堀部座長】** まだいろいろあろうかと思いますが、時間の関係で、以上をもちまして、日本社会学会、その他の学会からのヒアリングを終わらせていただきます。

今後議論していく過程で、またこういうことについて、ぜひ伺ってみたいということが出てくるかと思っておりますので、その節は事務局を通して伺うことがあろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

どうも、本日はお忙しいところをおいでいただきまして、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、社団法人日本マーケティング・リサーチ協会からのヒアリングを行いたいと思っております。木戸専務理事からご説明いただけるというふうに伺っておりますが、よろしくお願ひいたします。

**【木戸専務理事】** 私のほうから基本的に説明させていただきますが、要望書等の作成に関しましては、事務局のほうで作成いたしましたので、前の部分だけ、ご説明の部分だけ、事務局の高柳のほうからさせていただきますので、質疑等に関しましては、私のほうからお答えさせていただくというふうにお願ひします。

**【高柳事務局長】** それでは、ご説明させていただきたいと思っております。

このようなヒアリングの場に私どもの協会に声をかけていただき、まことにありがとうございます。

まず初めに、私どもの協会の生い立ちといひましようか、そこから少しお話をさせていただきます。

私どもの協会は、1973～4年ごろ、山形県鶴岡市で住民基本台帳が丸々コピーをされて販売をされたという報道が、相次いで行われました。実はまだ、その当時、私どもの協会はございませんでした。ただ、市場調査に携わっている人間が、これはいけないと、

市場調査を業としている者としては、何らかの調査機関としてのルールを定めなければいけないということで、有志が当初集まりまして、お手元のほうに配付させていただきましたけれども、当時、日本マーケティング・リサーチ綱領（現：マーケティング・リサーチ綱領）というものを33社でつくり上げました。その素材になりましたのが、ICC（国際商業会議所）というところが翻訳版を出しておりましたので、国際間取引にのっとりまして、私どもの業界として、何らかの参考になるかなということで、当時は日本マーケティング・リサーチ綱領ということで、調査会社に呼びかけを行いました。そして、1975年に私どもの協会が任意団体としてスタートいたしました。このスタートは、すべて綱領に準拠した形で、ルールを守っていこうと。そして、自分たちは自分たちの襟を正していかなければいけないということでありました。

その後、1985年に、住民基本台帳法が大幅に改正されました。その時に、私どもも、当時の自治省でございますが、要望書を提出させていただきました。その当時の改正の理由は、サラ金問題、特にサラ金で困っている人が住民台帳の転出入届を出さない、出せないというのが現状でございました。そして、あわせてプライバシーという問題が出てまいりました。これが大きな改正点の論議だというふうに向って、要望書を提出させていただきました。したがって、私どもの協会といたしましては、基本的に悪用した形、あるいはセールスを母体とした形での業界としては、それはやってはいけないことだということを戒めてスタートしております。

今回の検討会でご審議されていることにつきまして、特に今回は名古屋市の問題がございました。この報道を聞いたときに、改正というのがすぐ頭に浮かびまして、非常につらいところに私どもの業界がまた置かれるということを強く懸念をいたしました。案の定そうになりました。ただし、前回と、昭和60年の改正と大きな違いはもう一つございまして、大量閲覧という問題でございます。その大量閲覧の中に市場調査という言葉があわせて出てくるということは、私どもとしては懸念を抱いております。

先ほどの学会さん、学術調査、それから世論調査協会さん、いわゆる世論調査、社会調査、市場調査は、同じ手法で統計学にのっとりた形でやらせていただいておりますので、これを世論調査、社会調査は可とするというか、市場調査は販売目的だと言われるのが非常につらいところであります。私どもは市場調査ということになっておりますが、企業活動のマーケティングをやる上で、かなり経済的な問題、あるいは大分古い話ですけれども、高度成長の一翼を間接的ながら担ってきていると。また、官公庁、あるいは地方自治体の

世論調査、そういったものについても、何らかの形で間接的関与はさせていただいているというふうに認識をいたしております。したがって、ダイレクトメールをやっている業者と、市場調査も同じ扱いでその論議の中に入れられてしまうのは非常に辛いところがあります。

私どもは、統計というものを重視しておりますので、前の2団体がご説明しておりますので、そこら辺はよろしいかと思いますが、私どもとしては、住民基本台帳の閲覧、これができないということになりますと、統計の精度が国際的にすぐれていると言われている日本の統計が、閲覧ができないゆえに、これが劣化していく。これはクオリティーに関しても、非常にどうしようもない状態に陥ることは紛れもないというふうに思っております。

それから、私どもとしましては、もしこの閲覧ができないというふうになりますと、いろんな形で企業や官公庁等のデータに大変な損失が出てくるのではないかということさえ懸念をいたしております。

私どもは、企業の調査だから、メーカーさんのマーケティング部の調査だから、これが販売目的かと言われると、これはノーと言わざるを得ないと思います。なぜなら、私どもは消費者のニーズを把握して、それを正確なデータにして、クライアントにお返しし、そして、それを製品や環境にやさしい商品、その他に生まれかわる、そして、それが消費者に還元されていくと、生活に役に立っているというふうに自負しているつもりであります。したがって、私どもの協会は、現在131社加盟しておりますが、私どもの協会に加盟するに当たりまして、調査会社が入会を申請する場合には、私どもが定めているマーケティング・リサーチ綱領、これを守りますという誓約書を、まず一筆いただきます。それから、近年、会員数が増加しておりますけれども、これに対してきちんと本当にその調査会社なのかどうかを確認する意味で、私どもは入会規程を昨年11月に大幅に改定いたしました。なぜなら、その調査会社が、もし私どもに入った後、何か悪意を持って調査が行われた場合には、私どもの業界は壊滅的打撃を受けます。したがって、第1位に市場調査というものが、謄本上、定款上、まずなければならない。それから、ダイレクト・マーケティング、テレマーケティング、これを行わない。綱領の第15条にうたっている、その条文をもう一つ起こしまして、行わない旨の確認書を一筆出すように、11月から明文化いたしました。したがって、私どもはその綱領の精神にのっとりまして、調査協力者は、どの段階でも調査を自由に拒否できるということもうたっております。それから、匿名性というものを、どんなときでも厳重に守られなければいけないということもうたっ

ております。さらに、疑似調査、セールス行為、これは当然のことながら、一切行ってはならないということは綱領に明文化されております。

私どもは、本年4月1日から個人情報保護法が施行されておりますけれども、これにつきましても、1998年からマーケティング・リサーチ産業における個人情報保護ガイドラインを制定いたしまして、1998年に日本情報処理開発協会が制定しましたプライバシーマーク制度につきましても、1999年に私どもはこれを付与指定機関の認定を受けております。現在131社中72社が取得しております。私どもは、今年の総会で、3年以内にプライバシーマークを100%取得すべしという方針を打ち出しております。それが今年が2年目に当たります。したがって、私どもは、この100%を目指して、プライバシーというものには厳重に注意を払っているというふうに考えております。

また、私どもは個人情報の取り扱い、それにつきまして、ただ取り扱いといっても、これは管理、保管というものが大前提になります。これがおろそかであればプライバシーマークは認定できませんし、保護法も守れるはずがございません。私どもとしては、そういう意味で、このマーケティング・リサーチ綱領を、1964年に大幅に改定いたしました。

それはESOMARというヨーロッパにある団体がございます。この団体がEU指令にのっとった綱領を改定したからです。私どももちょうど同じ時期に綱領改定の動きがございましたが、EU指令にのっとって、私どももESOMARの綱領に準拠する形で大幅な改定を行いました。それが今、お手元にあるものでございます。

そして、ESOMARの綱領と私どもの綱領の解釈の違いが1カ所だけございます。子供に関するところの年齢の問題でございます。これは、欧米の場合、18歳以下というふうになっておりますが、日本の場合は、18歳か20歳か、そこら辺がなかなか法的に難しゅうございますので、私どもとしては中学生以下、いわゆる義務教育以下は親の承諾が必要ですよというところが、解釈が異なっているということでございます。

私どもとしましては、もう一つ、一昨年からISO/TC225という市場調査に関するISO化が進んでおります。しかし、当初、市場調査だけでありましたが、ドイツから社会調査、世論調査も適用範囲に入れてほしいという緊急動議がございまして、これは全会一致で、この3つを適用範囲として定めるということにさせていただきました。それで、今月の13日から、ベルリンで最終的な審議に入ります。それが合意できますと、2007年からISO/TC225として正式にスタートするということになります。そういう意味で、私どもとしては、申請の方法といたしまして、もし可能であれば、閲覧させてい

ただ各自治体に私どもの加盟者が閲覧申請に行く場合に、日本マーケティング・リサーチ協会加盟者であるという一筆を、各地方自治体の書式、書面がございしますが、それは、私どもで用意をさせていただくことはできないだろうか、そういう形で閲覧の一つの条件にさせてもらえないだろうか。

それから、もう一つは、これは非常に言うは易しいのですが、各自治体に閲覧申請のチェックリストみたいなものを用意していただいて、例えば、私どもが一番誤解を受けているとすれば、DM業者さんが、DMとアンケート調査というふうに書かれて申請をされているという会員からの情報も入っております。したがって、私どもとしては、DMとアンケートというのはございせんし、あくまでも市場調査という形で申請を出しております。当然、この検討会の第1回目が終わりましたあたりから、各地方自治体さんの閲覧料金が上がってきましたし、条件もかなり違ってきましたし、条例もできているところもございせん。

最後に、閲覧に関して市場調査、社会調査、世論調査は、一本化でお願いできないだろうかというふうに思っております。

それから、現在住民基本台帳法の罰則規定は、過料に処すというふうになっておりますけれども、もう少し個人情報保護法のような罰則規定を強化してもいいのではないかと、私どもはそういうふうに思っております。私どもとしては、この住民台帳が閲覧できなくなるということは、調査が崩壊してしまうということをご理解いただきたいと思っております。

以上です。

**【堀部座長】** ありがとうございます。

そうしますと、木戸専務理事のほうはよろしいですか。あと質問があったときと。

**【木戸専務理事】** もし、ご質問があれば。

**【堀部座長】** そうですか。

それでは、どうぞ、質問をしていただきたいと思います。森本委員、どうぞ。

**【森本委員】** 御社、すなわち日本マーケティング・リサーチ協会に入っているじゃないリサーチの会社、えいやで結構ですから、全体の業界の何%ぐらいあるんですかね。マーケット・リサーチ業界と言わせていただくとして、そのうちの約何割ぐらい、組織化しておられますか。

**【高柳事務局長】** ちょっとオーバー目に言いまして、私どもが131社、これがおそ

らく9割方だと思っております。

【森本委員】 9割。

【高柳事務局長】 はい。あとは、ちょっと言葉が適切かどうかわかりませんが、少人数でやっているところですので。

【森本委員】 あるいは地方とか。わかる範囲で……。

【高柳事務局長】 おそらく地方は、あまり数は多くございません。ほとんどの地方の主立ったところは入っております。ですから、おそらく9割方と言っていいのではないかと思います。

【森本委員】 約9割の方が組織されちゃって、そういう……。131社で結構なんですけど、それ全体のマーケット・リサーチからの売り上げというのは、1年間でどのぐらいあるんですか。

【高柳事務局長】 私どもですか。

【森本委員】 ええ。131社の売り上げ。

【高柳事務局長】 今、最新のデータはございませんが、現在、7月1日から調査を実施しています。昨年の結果で、ちょっとうろ覚えですが、おそらく1千四、五百億ぐらいだと思います。

【森本委員】 なるほどね。1千四、五百億円の売り上げがあるぐらいのマーケット・リサーチの大きさだと。そうすると、何かの商品を売るために、あるいは新しい商品を開発するためにマーケット・リサーチをおやりになるわけですね。そうすると、1,400億の費用を使って、結果、どのぐらいの新しい商品とか新しいサービスの売り上げにつながると思われませんか。えいやで結構ですから。

【木戸専務理事】 それでは、私のほうから。

今おっしゃった1,000億ぐらいの売り上げという中身なんですけれど、これは必ずしも新製品開発ばかりではなくて、市場調査といいましても、そのうちの何十%とか、例えば、メディア、一番端的なのは視聴率調査、これが市場調査の一部でございまして、メディアに関する調査というのもあります。ですから、テレビ視聴率何%かわかって、それが幾ら社会貢献しているのかというの、ちょっと計算は難しいんですけど、それ以外にも世論調査、先ほどご説明がありましたように、学術的な調査も調査会社として受注しております。そういう意味で、必ずしも商業的に活用されているばかりではないと。テレビ視聴率調査に関しては商業的に活用されていると思っておりますけれど、そういう実態ですので、

今のお答えに直接、経済効果というお話かと思うんですけど、ちょっとお答えするのは難しいかなという気がします。

【森本委員】 全くわからないですか。えいやで。

【木戸専務理事】 それは、例えば、自動車の開発に市場調査が使われますけれど、必ずしもサンプリングしてやる調査と、それからデザインをつくる段階では、サンプリングで大量に調査するということはあり得ませんので、トータルで我々が稼いでいる1,000億が何兆になるんだという計算は、これは恥ずかしながらですけど、やったことがないというのが実態でして、少なからず、先ほど高柳が申しあげましたように、経済的な意味で、また経営的な意味でご利用いただいているというふうに思っておりますけれど、変な話ですけど、社長が、それじゃ、売り上げの何%貢献しているかと言われて即答できるかという話なんですけれども。

【堀部座長】 ほかにいかがでしょうか。では、佐野委員。

【佐野委員】 今、企業だからといって、商業目的ではないというお話だとか、消費者のニーズに還元されているというお話がありました。ただ消費者のニーズは還元されているかもしれませんが、どこかわからないところから調査表をいただいたとき、拒否はできる、匿名性もあるとおっしゃるけれど、もらったとき怖い、気持ち悪いとか、いろいろな意見があります。そういうことをどう思われるのですかということの一つお聞きしたいのと、消費者にとっては、やっぱり企業の商業目的ではないという、今のお話と同じなんですけど、どうしてもうまくつながらない。やっぱり、最終的には商業目的ではないかというイメージがあります。

【木戸専務理事】 商業目的ではないというふうには申し上げていません。マーケティング・リサーチは、まさに商業目的でございます。

【佐野委員】 商業目的ではないと、さっきおっしゃいませでしたか。

【木戸専務理事】 商業目的ではない調査も、我々、官庁がクライアントであったり、国の機関がクライアントであったりすることなんです。

【佐野委員】 はい、わかりました。

そういうことも踏まえて、さっき申しあげたように、受け取ること自体が嫌だという人に対して、それでも、なおかつ、調査したいのかということと、それからもう一つ、オプトインとかオプトアウトという話がここで出ていますが、それで十分ではないのかと私は思うんですけど、それでは調査としては成り立たないのかどうか、ちょっとお聞きした

いと思います。

**【木戸専務理事】** 今のお話に関しましては、統計的に正確な数字を出すために住民票の閲覧をお願いしたいというのが我々の基本的なスタンスでございます。ですから、今、オプトイン、オプトアウトのお話であれば、何か別の形で名簿が存在して、それに対してパーミッションをいただいて、その方々からアンケートをとる。これは現在も行われていますし、そういう方法も十分理解、活用されております。

我々が今、住民票閲覧によって得るプラス面と申しますか、何を目的としているかというのと、一つは、統計的に正確な数字が欲しいと。何%という誤差はございますけれど、経営的な意思決定も含めて、意思決定をする上で、正確な数字をどうしても出さなきゃいけない場面がある。そういうときは、やはり住民基本台帳にのっとった、サンプリング理論にのっとった調査データが欲しいと。そういう個別のニーズに対応できるというのがポイントでして、すべての調査が住民票によって行われているわけではございません。ですから、基本的には、住民票からやる場合も、対象者の方が協力を快く受けていただく前提で調査が行われていますので、ご存じのように、回収率は100%ではございませんし、最近、特にそういう意識が高くなっていますので、平均的には50とか60とか、回収率が低下しているのも事実でございます。

**【佐野委員】** 例えば、ほかの名簿をつくったとして、オプトイン、オプトアウトでつくったとして、それでは困るような調査、例えばで例を出していただけますでしょうか。

**【木戸専務理事】** 例えば、ご存じだと思うんですが、今、インターネットを利用した調査というのが、オプトイン、オプトアウトを一番やりやすい調査でして、これはサンプルの代表性という意味では、インターネットを使える環境の人たちを対象に、なおかつコンピュータのオペレーションもできるという人たちが対象になってしまいますので、非常に偏ったサンプルに対する調査。それでも、そこから読み取れる情報を活用するという形で、現在、業界、また我々のクライアントは、その情報を利用しております。

今、ご質問の趣旨のように、どうしてもこれでなきゃいけない。サンプリングをして、ちゃんと誤差を計算できなきゃいけないという調査は、どちらかというと実態に関する調査。例えば、DVDの所有率が知りたい。これはオプトイン、オプトアウトでお答えいただいているだけでは、例えば、今のインターネット調査をしているサンプルに、もし、そういう調査をして、普及率が60%であると出ても、これはそういう偏ったサンプルから出た数字であって、日本全国を無作為に抽出して、現在、DVDがどの程度普及している

のかということについては、正確な数字とは言えないと我々は認識しております。ですから、そういう普及率、または実態、そういった非常に基本的な統計に当たるようなところを、我々としては住民基本台帳で調査したいと考えております。

**【堀部座長】** まだ、いろいろ質問があろうかと思いますが、時間の関係もございますので、先ほども学会関係の先生方にもお願いしましたが、いろいろこれから議論していく過程で質問させていただきたいことが出てくるかと思っております。その節は、また事務局を通してお聞きいたしますので、ぜひご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、どうもお忙しいところをおいでいただきまして、ありがとうございました。

大分お待たせして申しわけありません。これから熊本市からのヒアリングを行いたいと思っております。

幸山市長からご説明いただけるということですので、よろしくお願ひいたします。

**【幸山熊本市長】** 熊本市長の幸山でございます。本日は、この検討会で発言する機会を与えていただきましたことに、まずは感謝を申し上げたいと存じます。また、本日は私の方から説明をさせていただきますが、実際、現場で対応している者も、具体的な話になったときには必要かと思ひまして、市民課の課長補佐の坂井も同席をさせていただいております。質疑等で必要な場合は、私か坂井のほうで対応させていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

事前にお配りしております資料49ページ、50ページにレジユメをつけさせていただいております。その後、大変僭越ではございましたが、法の抜粋でございますとか、私どもの条例、そして施行規則等をつけさせていただいております。基本的にはレジユメに従ひまして、お話をさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、条例制定の経緯につきまして、お話をさせていただきたいと思ひます。少し、私どもとして恥ずかしいお話ではございますが、この住民基本台帳、個人情報保護に関しましては、ある意味、私どもはマイナスからのスタートだという位置づけをさせていただいております。平成14年の7月でございましたが、警察官等によります公用閲覧に際しまして、本市の対応が大変不適切であったといたしまして、熊本地方法務局でございますとか、また県から指摘を受けまして、全国的にも報じられたところでもございました。また、ちょうどその時期が住民基本台帳ネットワークシステムの第一次稼働と時期が重なったこともございまして、住民基本台帳の個人情報保護という観点から、市民の関心も大変

高いものがございまして、この住基ネットに関する問い合わせや苦情等も多く寄せられたところでございます。

こういった状況の中におきまして、私どもの市民課におきまして、住民基本台帳等の個人情報保護の根本的な見直しの取り組みを開始いたしました。その過程で、閲覧請求にかかります事務取扱要綱の改正、また新たに「官公署からの住民基本台帳の一部の写し及び戸籍簿等の閲覧請求に係る事務処理要領」、「官公署からの住民票、戸籍の附票及び戸籍等に関する証明書の交付請求に係る事務処理要領」を定めまして、事務処理基準の整備を進めたところでございます。

さらに、平成15年の4月からでございますが、住民基本台帳の一部の写しの閲覧台帳につきまして、従来から行っておりました、すべての市民を掲載いたしました台帳自体を閲覧させる方式を廃止したところでございまして、申請のあったデータのみを出力して、それを閲覧させる電算システムを導入いたしますなど、運用面の改善を行いまして、個人情報保護のためのさまざまな対策を講じてきたところでございます。

また、全国連合戸籍事務協議会の総会におきましては、ご承知のとおり、平成7年度以降、本市を含めまして、16の府県から、延べ35回にわたりまして、住民票の閲覧を公用、公共用に限るよう、国に対して法改正の要望も行ってきたところでもございます。

従来から、この住民基本台帳は原則公開とされているところでございまして、だれでも閲覧や交付請求ができることとされておりますが、近年、自己の個人情報に対する保護意識が高まっています中で、自己の住民基本台帳の住所、氏名などを閲覧等により公開しないで欲しいなどの苦情や要望が本市の窓口にも多数寄せられているところでございました。また、この閲覧制度自体をご存じでない市民が多数いらっしゃるということも、また事実ではないかと考えております。こういった状況下におきまして、本市では、先ほど申し上げました要綱等の整備、また閲覧システムの改良によって、個人情報保護の対策を進めてきたところではありますが、それだけでは限界もあり、また不十分ではないかということから、ダイレクトメール等の住民を特定しない大量閲覧を規制する条例の制定に向けまして、本格的に検討を始めたところでございます。

条例原案でございますが、顧問弁護士による法律との整合性の助言、また情報公開・個人情報保護審議会委員からの意見聴取、交換、さらには関係機関——これには県福祉総合相談所等が入りますが、——との協議を重ね作成をいたしまして、昨年（平成25年）の第2回の定例市議会に提案いたしまして、6月18日に可決し、6月23日に公布、8月1日から施行し

ているところでございます。

続きまして、条例制定におきます重点項目でございますが、この条例の制定に当たりまして最も検討いたしました点は、被閲覧者を特定しない閲覧の請求を制限することが法的に可能かどうかという点でございます。住民基本台帳法第11条第1項には、「何人でも住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求できる」とございます。その上で、同条第3項には、「閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあること、その他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる」とあるわけでございます。被閲覧者を特定しない閲覧請求がありました場合、この第3項にあります「不当な目的に使用されるおそれがある」という解釈が導き出せるかということでございました。実際に閲覧申請のあったものを分析いたしましたところ、いわゆる立法事実の調査でございますが、市民個人からの閲覧申請は、氏名、生年月日、住所などにより被請求者を特定したものがほとんどでございます。一方、被閲覧者を特定しない閲覧請求は、世論調査、アンケート調査を除きまして、ダイレクトメールの発送を目的としたものが多く、これによりまして住民基本台帳の4情報が大量に閲覧されているのが実情でございました。これらの閲覧によりまして得られた個人情報電子化され、いろいろな案内状が送付されているのではないかという疑念が残るわけでございます。一説には、このデータが電子化されていることは、送られてくるダイレクトメールに貼付されたタックシールを見ても明らかであると言われてもおります。こうした事実と、このところの個人情報の保護に関する社会通念から判断いたしますと、住民基本台帳法第11条第3項の「閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあること」に該当し、閲覧請求を拒否できると解釈できると考えたわけでございます。

現在、企業等からの個人情報が大量に流出した事件につきましては、報道機関に、その都度大きく取り上げられ、重大な社会問題となっております。個人情報管理の重要性が叫ばれております中で、現在の住民基本台帳の閲覧制度は時代に合わなくなってきたものと考えているところでございます。ただ、このようにダイレクトメールに利用されるというようリスクを持つ営利を目的とした民間業者からの閲覧申請であったといたしましても、閲覧を制限することになりますと、法でいいます「何人も閲覧できる」となっております趣旨を損なうのではないかとといったことが問題となってまいります。しかしながら、ここでの制限は、そのような営利を目的とした民間業者であるという請求者の主体のみをもって制限するものではなく、閲覧申請されたものを分析しまして、閲覧の対象を特定で

きないものについては、法の第11条第3項にございます、「不当な目的に使用されるおそれがある」という解釈により拒否をするということといたしております。

また、検討の過程におきましては、そもそも住民基本台帳法の目的でございますが、これが何であったのかという原点が問題となったわけでございます。この住民基本台帳法は、第1条の目的規定におきまして、「住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届け出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るためのもの」と規定されているところであります。住民基本台帳法では、住民に対しまして、過料を規定してまで住所異動届等を強制しながら、住民が容認できる範囲を超えて住民基本台帳の情報を提供しているのではないかと。そもそもダイレクトメールの発送を目的とする不特定多数を対象とした閲覧請求は公証の範囲を超えるもの、つまり法の目的外であると考えますと、そういった閲覧を拒否するという解釈は可能ではないかということでございます。

最終的には、住民基本台帳法に関する事務は自治事務でございまして、法の第11条第3項の解釈として、条例第3条を規定することは可能であると判断いたしまして、公益性が高い一定の場合等を除きまして、原則として請求対象を特定しない大量閲覧を拒否することといたしたところでございます。

そして、今後の課題でございますが、確かに条例制定はいたしましたものの、私どもとしての課題も残っております。公益性の高い市場調査は、閲覧を許可することといたしておりますが、公益性の判断、これは主観を極力排除しなくてはならないと思っておりますが、そこが極めて難しいと考えております。今後は、閲覧申請を許可したもの、また不許可としたもの、こういった事例を蓄積いたしまして判断指針にすべきであると考えているところでございます。

それから、ヒアリング項目として事前にいただいた①閲覧制度を存続させるべきか、②存続させる場合には、閲覧できる主体と目的をどのように考えるべきか、③個人情報保護の観点からどのような閲覧方法が考えられるか、以上3点はただいまご説明したところと重なっているかと存じますので省略させていただきますが、最後の④選挙人名簿抄本の閲覧制度についてどう考えるのかということについて、少し触れさせていただきたいと存じます。

選挙人名簿抄本を閲覧させる公職選挙法第29条第2項の趣旨でございますが、選挙人名簿を正確ならしめることであり、そのために選挙人名簿を選挙人の点検や監視下に置く

ことが必要であるとされ、その方法として、閲覧、その他の適当な便宜を供与することと認識いたしております。法の趣旨が選挙人名簿を正確ならしめることであると考えますと、先ほどから小牧委員からもお話が出ているところではございますが、選挙人本人からの選挙人名簿を確認する手法を確立すれば、それで足りると考えられまして、閲覧させ、便宜の供与までを行うことは行き過ぎではないかと考えております。

公職選挙法第29条2項は、「閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない」と義務づけております。ここが住民基本台帳法の第11条第3項の「請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるとき」のように、閲覧請求の拒否につきまして、解釈、裁量の余地もないわけではございまして、「熊本市選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要項」を定めまして閲覧の主体と閲覧の手法を工夫しましても現行の保護措置には限界があるのではないかと考えております。従いまして、現行法はプライバシー保護の視点に欠け、閲覧制度は見直す必要があるのではないかと考えております。実際、選挙人本人が閲覧する事例はまれでございまして、選挙の際に入場券の到着を待って、実質的な異議の申し立てがなされており、それで足りるのではないかと考えておりますし、公益的な調査対象の収集は、住民票の閲覧、公益性の観点からの閲覧で十分ではないかと考えております。

また、縦覧制度でございまして、選挙人本人に限定する、期間を限らないなどの選挙人本人の情報開示の制度として構成し直すべきではないかと考えているところでございます。

少々時間オーバーしましたが、以上でございます。

**【堀部座長】** ありがとうございます。

きょうの会議は、5時までを予定しておりまして、既に5時4分ぐらい過ぎておりますので、適宜ご判断していただきたいと思いますが、もう少し、せつかくの機会ですので、続けさせていただきたいと思っております。

ただいまの熊本市の幸山市長からのご説明につきまして、質問をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**【宇賀委員】** 運用面の改善措置として、閲覧台帳方式から閲覧電算システムに変えられたということなんですけれども、これに対して、何か苦情とか意見とかというのは出ておりますでしょうか。

**【幸山熊本市長】** これは、では、坂井補佐のほうから。

**【坂井熊本市市民課課長補佐】** これにつきまして、平成15年の4月から、今までのすべての住民を掲載した台帳方式をやめまして、申請があったデータのみを出力して、そ

れをお見せする運用を行っておりますけれども、特にほかのデータを見せてほしいという意見もございませんし、むしろ、こういうシステムに他の自治体さんも変えられることが可能であれば、ぜひとも、やっていただくとすれば、非常にいいシステムじゃないかなと自負しているわけですけれども。

**【稲葉委員】** そのときに、学術調査なんかのサンプルを出す、抽出ですよ。それはどういうふうにおやりになっていますか。

**【坂井熊本市市民課課長補佐】** 申請者のほうから、年齢の指定ですとか、あるいは性別ですとか、例えば、町の指定ですとかありますので、そういう条件を入力しまして、ランダムに抽出していく電算システムをつくっておりますので、正確な抽出の方法ではないかと考えております。

**【堀部座長】** 中田委員、どうぞ。

**【中田委員】** 幸山市長とはよく知っている間柄なので、こんなところで改まって聞くのもなんですけれども、今ご説明をいただいた、「何人でも」とか、あるいは不当な目的といったところあたりの解釈というのは、なかなか難しい面がにじみ出ていたご説明でありましたし、ある意味では、熊本市のやっていることは、勇気ある見切り発車というような感じなんだろうと思っておりますけれども、それをやった上での現状のことを、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

一つは、こういう条例を設定したことによって、世論調査だとか、あるいは学術調査といったものしか基本的には来ないようになるわけですよ。公的なものを除けば。そうなった場合、具体的に、そうした目的で認めたものと認めていないものと、どのぐらいの件数……。また、それぞれ認めなかったものなどについては、特にどういう理由で認めなかったのかといったことなどについて、お教えいただきたいというのが1点。

それから、もう1点は、実際に運用してみて、現場の職員の声なども、たくさんサンプルがもう出てきていると思いますけれども、今後の課題であるとか、あるいは現状においてよかった点といったことなどについて、お教えいただきたいという点、以上2点、お伺いしたいと思います。

**【幸山熊本市長】** 具体的な状況につきましては、補佐のほうからお話をさせていただきたいと思いますが、ただ、私どもとしては、あくまでも法の第11条第3項の趣旨にのっとり条例を制定したという認識ではございます。

ただ、先ほどからお話がありますように、自治体によりまして、いろいろとばらつきが

あるということに対する弊害でございますとか、さらには、私どもとして、条例を制定いたしましたものの、やはり閲覧を許可する対象といたしまして、条例第3条第1項第4号の中に「公益上必要があると認められる事由その他市長が認めた事由に係る請求」という項目を入れさせていただいておりますので、そういうときに、公益性の判断で非常に悩ましい状況が出てくるということは間違いないわけでございます。そういった中で、私どもとしては、法の範囲内だと申しましたが、やはり法の改正は、ぜひお願いできればというふうに考えているところでもございます。

それでは、具体的なことにつきましては、補佐のほうから。

【坂井熊本市市民課課長補佐】 閲覧の取り扱い件数につきましては、資料の71ページのほうにデータを掲載させていただいております。これにより説明いたしますと、平成16年8月1日に条例を施行いたしました関係から、平成16年8月と、前年の同月から以降を比較した表を、15年、16年で分けておりますけれども、これを見ていただきますと、16年の8月前の4月から7月までの比較では、15年度が約1万3,000件、16年度は約1万7,000件と、件数は駆け込みの閲覧があったというようなことで少し増えておりますけれども、条例施行後は、ごらんいただくように、14,685件あったものが4,361件、約1万件減っております。この1万件につきましては、ダイレクトメール、それから民間企業による市場調査についてもお断りをしている影響かと思えます。閲覧申請件数についても、39件から14件に大幅に減っているという実情でございます。

これにつきまして、申請者のほうからのクレーム等につきましては、電話によりまして、課長が1件受けたぐらいで、ほかには四、五件ぐらいの条例を改正してほしいという要望があるぐらいで、とりたてて現場のほうでクレームが発生し、そういう面で混乱をしたということとはございません。

それから、先ほど市長から説明がありましたように、公益性のあるものについて、どう判断するかということが、私どもも初めての経験でもございましたので、非常に苦労したところでございます。まず閲覧を許可すべきかどうかの申請者主体の判断ですが、例えば特殊法人だったらどうなのかとか、あるいは公社までとか、そういう検討をいたしましたけれども、例えを申しますと、特殊法人というのは、JR九州とJR東海を比べてみますと、JR九州は特殊法人でございまして、JR東海は、もう完全に民営化された会社ではないかと。同じような公益性のあるアンケート調査を、同じJR関連で行われた場合には、特殊法人であるからJR九州はオーケーであり、JR東海はお断りするのかという、そうい

う非常に素朴な壁にぶつかりまして、これからいきますと、公益性のあるものというのは、民間事業者だから公益性のある調査をしないとは言えないと思うんです。そういうことから、閲覧申請者の主体の種類でもって縛るのは無理なんじゃないかと考えました。公益性のある調査なのかどうかの判断、それと、その申請のあった主体が個人情報を適切に管理できるかどうかの見極めを自治体でしまして、そういう適正管理を行う主体から、公益性のある調査の申請があった場合には、やはり許可すべきではないかという結論に至りました。条例施行後に公的機関等以外で閲覧を許可したものについては、特殊法人が1件と、それから公社が1件を許可したところでございます。

以上です。

**【中田委員】** 済みません。関連して、短く一つ。

いわゆる学術調査とか世論調査とかということの成り済まし調査というものは出てきてはいませんか。

**【坂井熊本市市民課課長補佐】** 今のところ、成り済ましはありません。学術調査機関というのも、今、私どもの規則でそういう定めをしております、そういう学術研究機関、大学あたりが多いと思うんですけれども、それに似たような機関ということで、許可すべきか悩んだということはございません。

**【森本委員】** 今、ご開陳になった市長のご努力には本当に敬意を表します。ただ、テクニカルな質問がございまして、条例43号の第3条の第2段目、「被閲覧者を氏名、生年月日、住所等により特定」という、ここの表現なんですけど、これは全部、アンド、アンドで結ばれるものですか。特定の意味なんですけど。

**【坂井熊本市市民課課長補佐】** 住所、氏名等を特定したものということにつきましては、住所の一部と氏名、あるいは氏名と生年月日というようなことで、それが特定できれば許可するというふうにいたしております。氏名だけでは同姓同名がいらっしゃるとか、あるいは町名と生年月日では、やはり同町の同生年月日がいらっしゃるということで特定できないということから、住所の一部、これは最低限で町名までと氏名、あるいは氏名と生年月日、この組み合わせにより特定できれば許可するというふうにいたしております。

**【佐野委員】** 今のお話の中で、公益性のあるものということなんですが、受け取る、いわゆる消費者にとって、果たしてそれが公益性があるかないかというのは、ほとんど理解できないと思うんです。それで、どちらかというと、どこから私の住所を知ったのかなという、そういう気持ちが強いんですが、そういうことに関して、どうお思いになってい

るのか。オプトインとかアウトとか、別の名簿をつくるということに関して、どうお考えか、教えてください。

【幸山熊本市長】 まず、公益性があるかどうかというところ、先ほどから繰り返し申しておりますように、大変、その判断というものは難しいと思っておりますが、ただ、原則非公開とする中で、一定の歯どめをかける必要があるだろうと。その例示を条例なり施行規則の中でさせていただいているというところでございます。

その中で、これまでの、例えば、ダイレクトメールでございますとか、さらには商業目的であります調査でございますとか、ここにつきましては、かなりの割合で排除されているのではないかと考えているところではございます。

【佐野委員】 確かに配慮されていると思って、ずっとお聞きしたんですけど、受け取る側のことを、どう考えていらっしゃるのかというのを、一つお聞きしたい。というのは、どこからかわからないけど、私の住所、氏名が流れていて、アンケート調査が私のうちに来た、それも嫌だと言っている消費者もいるわけです。そういう反対の立場の方について、どうお考えになっているのかというのと、それをなくすためには、オプトインとか、オプトアウトとか、違う名簿をつくるということも考えられますが、それに関しては、どういうふうなお考えでしょうか。

【幸山熊本市長】 確かに、受けとめる側といたしましては、いろんな感情がございますから、それはこちらが公益性が高いというふうに判断いたしましたとしても、受け取られる方は、そう思われない場合もあるのかもしれません。ただ、私どもといたしましては、この閲覧制度自体、このヒアリングの項目にも入ることになるのかもしれませんが、この閲覧制度自体は必要であるという認識を持っているところではございますから、そういう意味では、公益性という観点の中で、でき得る限り排除すべきは排除していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

さらには、名簿を個人の判断によって載せる載せないということをするかどうかということでございますが、それについては、まだ私どもとして具体的な検討をしているわけではございません。

【坂井熊本市市民課課長補佐】 それから、公益性のある調査がどういうものであるかということの判断が非常に難しいということがございまして、私どもも非常に悩んだところなんですけど。一つは、公益性のある調査であるかどうかの判断材料の一つとしましては、調査結果を公開するかどうかもございます。調査結果を広く公表せず、自社のみで利

用するようなアンケートだと、果たしてそれが公益性がある調査といえるかどうか、やはり、調査結果については広く公表している調査であるというのも、公益性のある調査である判断材料の一つではないかと考えました。

それから、公社につきましては、郵政公社などの公社というのは、法に基づく公益的な事業を行い、職員は公務員又は公務員たる性質があり、そういう事業を効率的にやっっていかなければいけないということがございますので、効率的に事業を行う上で必要な調査であるということであれば、これはやはり公益性のある調査ではないかということで許可しました。以上述べましたように、公益性の判断というものについては、非常に難しく現場で悩んでいる実情は、確かにございます。

**【堀部座長】** それでは、清原委員。

**【清原委員】** 時間でございますので、簡潔に2点、ご質問させていただきます。

まず第1点は、施行後約1年が経過するわけですけれども、事業者の方については、あまりクレームとか問題提起とかは少ないと伺っておりますが、一般市民の皆様が、この条例に対して、どのような反応を示していると市役所では受けとめていらっしゃるかが1点。

2点目は、この閲覧台帳方式で、閲覧電算システムを導入されたということですが、これは職員の方がかわってランダムサンプリングなり何なりのアウトプットを出されるということですが、その業務につきましては、公務員がするものですから、個人情報保護等については、図れる仕組みだとは思いますが、担当される職員の方にとりましては、件数が減ったとはいえ、負担とか、あるいは職務上のこのような取り組みをされる上で何らかの反応が出ていらっしゃるかどうか、その2点について、教えていただければと思います。

**【幸山熊本市長】** まず、1点目の市民の反応でございますけれども、先ほど少し触れましたように、特段、当然ではございますが、クレーム等は一切ございません。逆に、条例制定のときに、市議会ではいろんな角度から議論されまして、それが取り上げられ、広くこういう制度があるということをお知りになったことによって、こういう制度であるならば制限すべきではないかという声をいただいたところでございます。その後も、特段、それについてもっともだという反応が多いというように認識をいたしております。

それから、電算システムによりまして対象を抽出して、それを閲覧させるという方法でございますが、確かに職員にとって、これまでよりも事務的な負担がかかっていることは

否めないと思っております。ただ、冒頭に申し上げましたように、私たちといたしましては、マイナスからのスタートと考えておりまして、公用閲覧に際しましての非常に不適切な対応があったことの反省を踏まえて、より個人情報保護を守るという観点から、多少、その事務的な量が増えたとしても、きちんとこれをやらなければいけないと考えております。

それから、正確に事実を把握しておりませんが、愛知県におきまして、あのような事件が起きたわけでございますが、ああいったことも、このシステムを導入していれば避けられたことではないかというふうに認識いたしております。

**【堀部座長】** ありがとうございます。

まだ、いろいろ質問等あるかと思えますけれども、これまで出てこなかったところで1点お伺いしたいんですが。

条例の3条1項の2号、3号、4号とありますが、そこに幾つか具体的に、ただし書きで、「次に掲げる請求については、この限りでない」としています。施行規則のほうで、具体的に判断基準を示していますけれども、これは個人情報保護法案の段階で、報道機関等をどうするのか、随分議論があったわけですが、それとは少し違った規定の仕方になっています。このあたりは、どういう議論があつて、こういうふうになったのか、そこはいかがでしょうか。個人情報保護法の現行の50条では、報道機関とか、学術研究とか、その他ありますけど、そういうところはいかがでしょうか。

**【坂井熊本市市民課課長補佐】** 私は個人情報保護法の知識が乏しいもので申しわけないんですけど、私どもでも認める機関につきましても、いろいろな議論を、弁護士の先生あたりも含めて、どこまで認めるべきかということで随分検討いたしました。では、報道機関の範囲はどうするかというようなことで、これだけで足りるのかどうかということも検討したんですけども、最終的に、ここでもし漏れた機関から公益性のある調査に係る閲覧申請が来た場合にはどうするかという問題もございますが、その場合は4号で救おうということを規定しまして、最終的には、これで落ち着いたというところでございます。

**【堀部座長】** ありがとうございます。

まだいろいろあるかと思えますが、時間も大分オーバーしていますので、本日のヒアリングは以上で終わらせていただきます。熊本からわざわざおいでいただきまして、どうもありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

それでは、次に、議事次第の4にあります、第4回検討会等につきまして、望月課長か

らお願いいたします。

**【望月市町村課長】** 第4回の検討会でございますけれども、資料の1をごらんいただきたいんですが。

第4回の検討会は7月13日に予定をいたしております。

ヒアリングの対象の団体等でございますけれども、前回お示しいたしましたものに加えて、4回目の検討会の最初でございます、社団法人全国学習塾協会が入っております。前回の検討会の際の森本委員のご発言もございまして、森本委員にもお話をいただき、また座長にもご相談いたしまして、全国学習塾協会を入れてございます。

それから、2点目でございますが、資料に直接ございませんが、3月の各市区町村の議会、それから6月の各市区町村の議会で、意見書、これは議会の議決をいたしまして出されるものですが、今回の住民基本台帳の閲覧制度に関します意見書が多数届いております。今も届きつつございます。また、次回の検討会、少しまとまりましたら、一覧表等をつくりまして、お示しいたしたいと思いますが、そういった意見書がございますので、またまとめて、後ほど、内容、それから数等につきまして、ご報告をいたします。

以上でございます。

**【堀部座長】** ありがとうございます。

ただいまの望月課長のご説明につきまして、何か委員の方からご発言ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次回は、資料にございますように、15時から17時半までを予定していただいています。きょうも、もう30分近くオーバーしてございまして、どうしてもヒアリングとなりますと、時間がかかるかと思っておりますので、恐れ入りますが、少し遅くなることを予定して、ご出席いただければと思います。

あと、何か事務局のほうでございませうか。

**【望月市町村課長】** 今、座長からお話ございましたように、次回は7月13日の水曜日、場所はこちらで、3時からお願いいたします。

**【堀部座長】** それでは、第3回の検討会は以上で終わらせていただきます。

どうも、長時間にわたりまして、ありがとうございます。